商品概要説明書

総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)

(令和6年3月1日現在)

	(740年3月1日5年	
——————————————————————————————————————	·総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)	. —
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法	泛
++	代理人と取引を行います。)	
期間	・期間の定めはありません。	
預入方法	たは至けているさます	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。	
(2)預入金額	• 1 円以上	
(3)預入単位 払戻方法	・1円単位	
利息	・随時払い戻しできます。・普通貯金は無利息となります。	
手数料	・ 音通灯並は無利忌となりまり。 ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携会	マゴル
于	機関等の所定の手数料がかかることがあります。	之門虫
	・令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない	い場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。	
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。	
付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れることに	こよ
	り、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立	
	定期貯金残高の合計額の90% (千円未満切捨て)、最高300万円までご利用	
	なれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年 0.5%上乗せした利率、定期税	金
	の利回りに年0.5%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回りに年0.	5%
	上乗せした利率が適用されます。	
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。	
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。	
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。	
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。	_
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通航	
	スロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただ	<u> </u>
	サービス)がご利用になれます。	
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。	
(公的制度)	Heller will make the few constraints that the few constraints are a second	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につき	- I
初于胜伏拍直切的谷		
	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0254	ļ —
	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0254 26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な	ļ —
		! — こど
	26-2600)にお申し出ください。当 JA では規則の制定な 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、	! — こど
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 情等の解決を図ります。	とど苦
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で	とど苦
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で 苦情等を受け付けております。	こど苦も、
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	こど苦も、関
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で 苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検 を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談	こど苦も、関
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話: $03-6837-1359$)で苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の核を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。	ーど苦 も、関所
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか	ーど苦 も、関所
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の核を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会	ーど苦 も、関所、
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下	- ど苦 も、関所 、 東
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の核を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会	- ど苦 も、関所 、 東
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下	しど苦 も、関所 、 東お
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの	しど苦 も、関所 、 東お
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の核を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに	しど苦 も 製剤 、 東お便
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の概を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスは利な地域で手続を進める方法もあります。	しど苦 も 製剤 、 東お便
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会(以下京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。	しど苦 も 幾款 、 東お便 ビ
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相認にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続き	しど苦 も 幾款 、 東お便 ビ
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相認にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続き管します。	しど苦 も 幾後 い 「かこ と で 移
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相認にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも	しど苦 も 幾後 い 「おの ビー・移 の
	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の核を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相認にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または見	しど苦 も 幾後 い 「おの ビー・移 の
その他参考となる	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の検を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相認にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも	しど苦 も 幾後 、 「あこの ど 移 の京
その他参考となる 事項	26-2600)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の核を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相能にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほど東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東三弁護士会にお問合せください。」	- と

ただきます。
・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返 済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA北新潟